

第4章 計画の基本事項

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取り組みの体系
- 4 重点施策

1 基本理念

近年、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、社会構造の変化等により、これまで家庭や地域が持っていた、ともに支え合う・助け合う相互扶助機能が低下しています。

また、高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加はもとより、引きこもりの長期化などに起因するいわゆる「8050問題」、子育てと親の介護が重なる「ダブルケア」及び家族をケアする子ども・若者による「ヤングケアラー」など新たな社会問題も発生しており、生活上の支援を必要とする人の増加が予想されます。

地域における福祉のニーズも多様化・複雑化し、従来の福祉サービスだけでは解決しがたい生活課題も増えており、こうした課題に対応していくためには、地域住民や関係団体などが緊密に連携を深め、地域の中でお互いに助け合う仕組みをつくっていく必要があります。

本市においても、急速な少子高齢化の進行とともに、家族形態の多様化や高齢者世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の変化や個人の価値観の多様化とあいまって、家族や地域における「つながり」の希薄化などに伴う様々な問題があふれています。

このような社会情勢の中、本市では平成20年3月に「国東市地域福祉計画」、平成25年3月に「第2期国東市地域福祉計画」、平成30年3月に「第3期地域福祉計画」を策定し地域の福祉課題の解決に向け取り組んできたところですが、地域を取り巻く環境はその後大きく変化し、新たな生活課題も生じています。

令和5年3月に策定される「第3次国東市総合計画」は、『未来へ、そして宇宙につながる悠久の里 国東』という将来像が定められています。また、その総合戦略プロジェクトとして『時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する』をめざし、地域福祉、防災・防犯、健康寿命、医療、子ども・子育て施策の充実を掲げています。

今回策定する「第4期国東市地域福祉計画」では、この総合計画に掲げられた将来像及び総合戦略プロジェクトを念頭に、第3期計画の取り組み状況や市民意識調査などにより明らかになった課題を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、自助、共助、公助の視点で地域に関わるすべての構成員がお互いに支え合い、助け合うことで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、家庭や地域における「つながり」が地域福祉の推進には不可欠であることから、基本理念を表すキャッチフレーズとして、引き続き「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」を掲げます。

〈キャッチフレーズ〉

人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり

2 基本目標

本計画は、当初計画から第3期計画までの基本目標を引き継ぎ、本市における地域福祉にかかわる現状・課題を踏まえ、基本理念の実現に向け、地域福祉の充実をめざす基本的な方針として、次の基本目標を掲げます。

<基本目標1>

気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

地域に暮らすすべての市民が地域の一員として、孤独を抱えずにいきいきと暮らしていけるよう、地域交流やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進、福祉意識の醸成を通じて、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくりを進めます。

<基本目標2>

適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

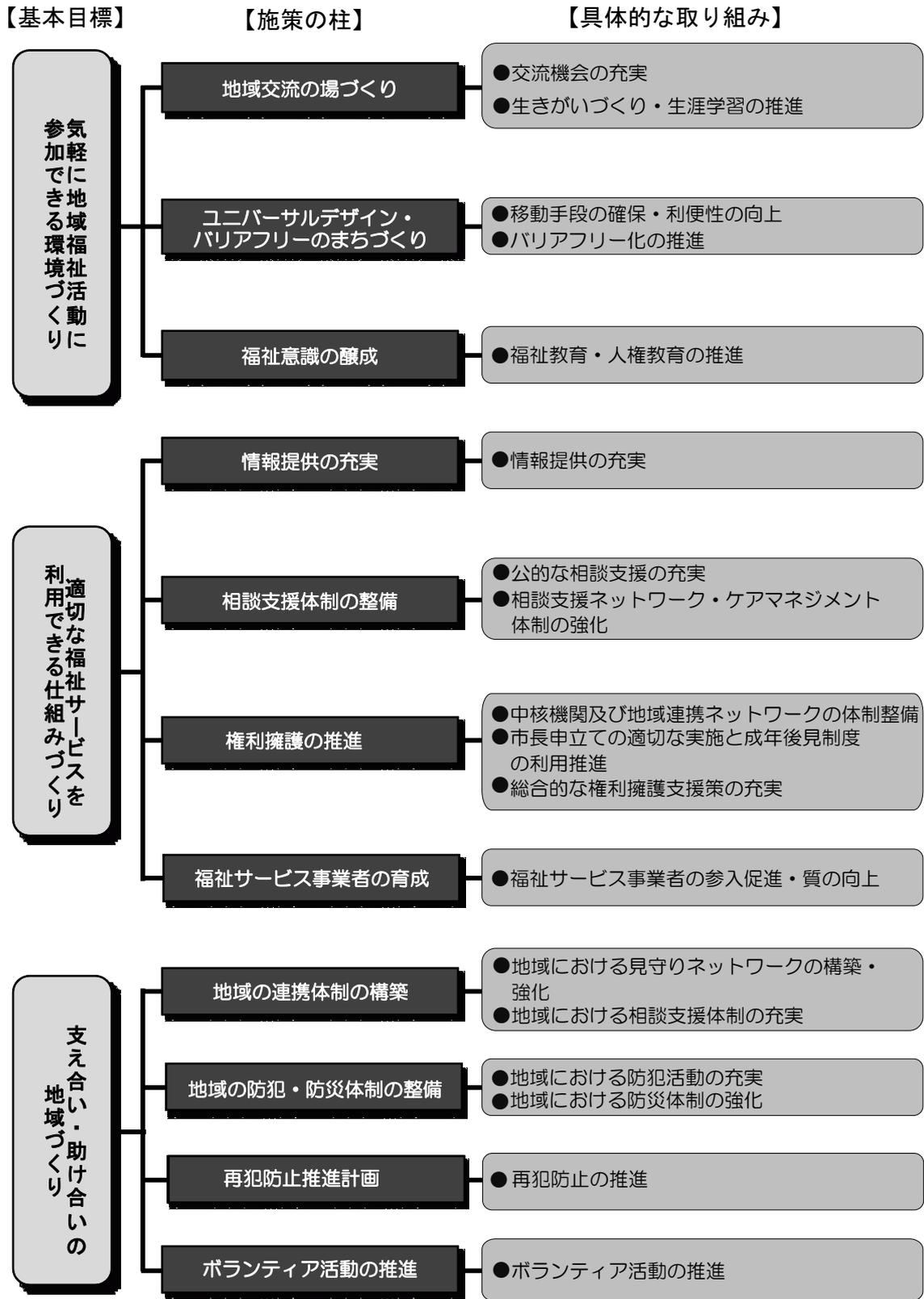
市民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送るため、情報提供や相談支援などの充実とサービス事業者の育成を図りながら、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを推進します。

<基本目標3>

支え合い・助け合いの地域づくり

誰もが安心して住み慣れたまちで充実した暮らしを送れるよう、地域の連携体制の構築やボランティア活動への支援、地域における防犯活動の充実や防災体制の強化を図り、福祉サービスをより充実させるため、支え合いや助け合いの地域づくりを進めます。

3 取り組みの体系



4 重点施策

本計画では、以下の3つを重点施策として定め、本市における地域福祉の今後のより一層の推進をめざして実施していきます。

(1) 地域支え合い活動推進事業の展開

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{*}の構築が重要となっています。本市では、その取り組みの一つとして、高齢者が健康で元気に日常生活を過ごせるよう「いきいきセルフケア教室」「健康づくり応援教室」や「週一元気アップ教室」「元気高齢者健やかサロン支援事業」等様々な一般介護予防事業を展開しています。また、ウイズコロナ等の感染予防対策におけるフレイル予防・介護予防の取り組みとして、外出自粛の時でも自宅で行うことができるネットワークを活用したオンライン通いの場等で介護予防体操の取り組みを検討するとともに、地域の健康づくりの担い手となる保健推進委員や食生活改善推進協議会など健康づくり組織を育成していきます。

そして、更なる取り組みとして高齢者が常日頃感じている買い物やゴミ出し、掃除等の生活上の「困りごと」を解消するため、社会福祉協議会と協働し、地域住民同士の支え合い活動（自分たちのできる生活支援）の仕組みづくりを行っているところです。

現在市内では、住民同士の支え合い活動の実践地区として平成28年度に、竹田津地区に竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」、上国崎地区に上国崎地区社会福祉協議会「あらたに会」がモデル地区として活動が始まり、平成29年度に、熊毛地区にくまげ支え合いの会「大輪」、旭日地区に「里づくり旭日ネットワーク協議会」、武蔵西地区に「武溪の会」、令和元年度に、豊崎地区で「一村一心の会」が設立され、地域のニーズに応じた取り組みが行われており、他地区においても設立に向けた準備が進められています。今後もこの地域住民同士の支え合い活動が市内全域で行われるよう「くにさき地域応援協議会“寄ろう会(え)”」を中心に、市全域で地域の支え合い活動（地域づくり）を応援していきます。

(2) 重層的支援体制の推進

重層的支援体制の推進は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮等の各相談支援の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施をめざしていきます。

本市では、「庁内連携体制の構築等の取組み」「多機関協働の取組み」「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組み」「参加支援の取組み」「地域ケア会議」「重層的支援会議」等を通じた、多機関連携による支援体制の構築をめざし、取り組みを推進していきます。さらに、社会福祉協議会では「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築をめざしていきます。

なお、重層的支援体制の推進にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源の活用のみならず、協働の推進、居住支援、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携の強化をめざしていきます。

（３）成年後見制度の普及と利用促進

権利擁護業務は、家族や地域の住民、民生委員児童委員、福祉専門職などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の、困難な状況にある場合において、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。このような背景をもとに平成28年5月「成年後見制度利用促進法」が施行され、また翌年3月には成年後見制度の推進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、さらに令和4年度から令和8年度の5カ年計画で第二期成年後見制度利用促進基本計画も策定されました。

本市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方の財産の管理や日常生活の権利を保護するために、成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等の利用により支援を行っています。今後さらに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、成年後見制度の必要性は一層高まっていくと考えられます。そのために、制度を利用する方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備をめざすものでなければなりません。

国の第二期計画においては、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進をめざしています。本市でも今後、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支えあいながら、ともに地域を創っていくために、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定め、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などの取り組みを進めていく必要があります。

大分県内でも権利擁護体制の構築にあたり権利擁護センターの設置が進められ、本市では令和元年度より広域型権利擁護センター（豊後高田市・国東市・姫島村）として、豊後高田市社会福祉協議会に委託する形で活動が始まりました。令和4年3月末において国東市内における法人後見受任数は10件でした。その後も受任件数が増加していることから、法人後

見、周知啓発、相談、後見人支援など、身近な支援者として活動が行えるように、令和6年度より広域から本市単独での活動に移行するための準備を進めているところです。

※地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。